議案第１３１号

工事請負契約の一部変更について

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１６年三次市条例第２７７号）第２条の規定により、次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて、市議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

三次市長　福　岡　誠　志

１　工 事 名　　三次市立三次小学校屋内運動場改修工事

２　変更内容

議決年月日及び番号	令和８年５月２６日議案第７０号	
内　容	事項名	請負金額
	変更前	金１８４，８００，０００円
	変更後	金１９４，４６０，２００円